

フグを処理するには認定が必要になりました！

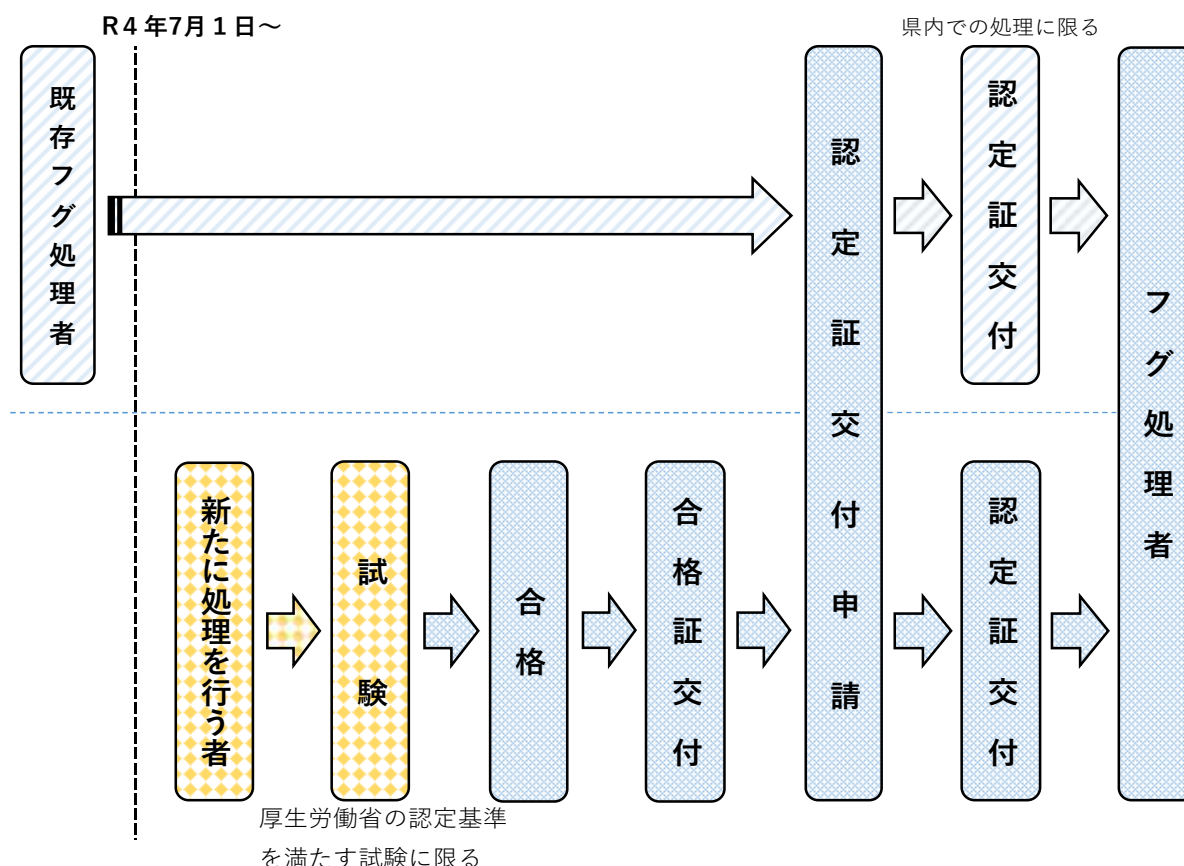
令和4年7月1日以降、フグを処理できるのは「**フグ処理者として認定を受けた方**」に変わりました。これまでフグの処理を行っていた方も、改めて認定を受ける必要があります。

既存フグ処理者の方

令和4年6月30日までに

- 県内でフグ衛生講習会を受講した方
- 他の都道府県等の試験合格者、講習会修了者のうち、県内でフグ処理に従事していた方

には県内で従事する場合に限り、申請により認定証を交付しますので、裏面窓口にて申請してください。（令和7年6月30日以降は、認定証を交付されていない方はフグの処理はできません。）



なお、新たにフグの処理を行う場合は、試験に合格した後申請により「**認定**」を受ける必要があります。

【制度に関するお問い合わせ】

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県 生活衛生課 (TEL: 073-441-2624)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/d00210801.html>



【申請書】

県生活衛生課ホームページから、ダウンロードできます。

【認定申請時に必要な添付書類】

これまで県内で実施したフグ衛生講習会を受講した

いいえ

はい

フグ衛生講習会修了証

令和4年6月30日以前に、県内でフグの処理に従事していた

はい

**届出済証等、フグ処理者の届出
をしていたことが分かる書類**

または

令和4年6月30日以前に
他の都道府県で交付された
免許証等又は講習会修了証

+

令和4年6月30日以前の
県内での従事証明書

いいえ

フグ処理者試験（厚労省の認定基準を満たした試験）に合格した後、
合格証（免許証）等を添付して申請してください。

【申請窓口】

保健所	住所	電話番号
海南保健所 衛生環境課	海南市大野中 939	073-482-0600
岩出保健所 衛生環境課	岩出市高塚 209	0736-61-0022
橋本保健所 衛生環境課	橋本市高野口町名古曽 927	0736-42-5443
湯浅保健所 衛生環境課	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1293
御坊保健所 衛生環境課	御坊市湯川町財部 859-2	0738-24-3617
田辺保健所 衛生環境課	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7934
新宮保健所 衛生環境課	新宮市緑ヶ丘 2丁目 4-8	0735-21-9631
新宮保健所串本支所 保健環境課	東牟婁郡串本町西向 193	0735-72-0525
和歌山市保健所 生活保健課	和歌山市吹上 5丁目 2番 15号	073-488-5111